

名張市介護保険条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

令和7年度の税制改正において、給与所得控除の最低保障額が現行の55万円から、65万円に10万円引き上げられることになりました。

介護保険法施行令において、上記の税制改正により給与所得控除の最低保障額の引上げによる第1号被保険者に係る介護保険料の標準段階への影響を遮断するための規定が整備されたことに伴い、相当規定を整備するため名張市介護保険条例の一部を改正しようとするものです。

2. 改正の内容

主な改正の内容は次のとおりです。

- (1) 給与等の収入金額が55万1千円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額の判定については、算定した額に給与所得控除の最低保障額の引上げ額を加算した額を用いることとします。

(参考) 税制改正 令和7年分の給与所得控除額について

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超180万円以下	収入金額×40%－10万円	
180万円超190万円以下	収入金額×30%＋8万円	

- (2) 給与所得控除の最低保障額の引上げにより、市民税課税・非課税の区分が課税から非課税に変更されることとなる第1号被保険者又は変更されることとなる者がいる世帯に属する第1号被保険者は、それぞれ算定した額に給与所得控除の最低保障額の引上げ額を加算した額を用いて、市民税課税の区分とします。

前年中の収入が年金収入100万円、給与収入100万円の場合（65歳以上単身者）

	令和7年度	令和8年度
市民税	課税	非課税
介護保険料	第6段階（課税扱い）	第6段階（課税扱い）

※令和7年中の給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられ、本市においては給与

収入103万円までが市民税非課税となりますが、介護保険料の算定には令和7年度と同様に給与収入が93万円以下の場合を市民税非課税として扱います。

(年金収入100万円は、所得としては0円になります。)

### 3. 施行期日

令和8年4月1日から施行します。